

## ◆軽度者に対する福祉用具貸与フローチャート

- 車いす及び車いす付属品
- 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具及び体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）※要支援1・2及び要介護1に加え、要介護2及び要介護3の認定者については一定の条件に該当しなければ貸与不可能  
下記のフローチャートにしたがって検討することとなる。

